

第五章 奈良・平安時代

第一節 律令社会の成立と展開

聖徳太子の 六世紀末、大和政権は内外ともに多難な時代を迎えた。東アジアでは中国に隋が誕生し、朝鮮半島で政治 は新羅が勢力を伸張し、大和政権が半島経営の拠点とした伽羅（任那）は五六二年、新羅によって滅

ぼされた。一方、国内では豪族の抗争が激化し、蘇我・物部両氏の対立は、蘇我馬子が物部守屋を滅ぼして決着した。実権を掌握した蘇我氏は、独裁的体制を確立し、その専横は天皇家を凌ぐ勢いであった。馬子による崇峻天皇暗殺事件（五九二年）は、その象徴的できごとであった。ついで即位した推古女帝を補佐し、摂政の地位についたのが聖徳太子であった。

聖徳太子は用明天皇の遺子であるが、母は蘇我稲目の孫穴穗部皇女で、蘇我氏と濃厚な血縁関係をもったため、立場は微妙であった。太子は中央集権的国家体制の確立を目指し、冠位十二階や憲法十七条を制定し、仏教を奨励するとともに、遣隋使を派遣して先進文化の摂取に努めた。太子が推古天皇を補弼したのは約三〇年間で、六二二年、四九歳で亡くなった。その後、蘇我氏も馬子の後を継いだ蝦夷、入鹿の時代に入り、ふたたび専横をきわめ、遂に、太子の遺子山背大兄王一族を滅亡させた。

大化の改新 この頃中国では隋に代って唐がおこり、律令体制を整えるとともに、朝鮮半島にも進出して緊張が高
と律令制 まっていた。また、国内では蘇我氏の権力独占に他豪族の反発が強まっていた。こうした情勢の中で、

反蘇我勢力を結集して、蘇我氏打倒の綿密な計画が立てられた。その中心になったのは舒明天皇の子中大兄皇子であり、これに協力した中臣鎌足であった。彼らは皇極天皇四年（六四五）六月二二日、飛鳥板蓋宮で蘇我入鹿を討ち、翌日には蘇我蝦夷も自害し、ここに蘇我本宗家は打倒された。いわゆる大化改新と呼ばれるクーデターである。

新政権は各種の改革を実施したが、まず、人事を刷新し、皇極天皇を廃して孝德天皇を擁立、中大兄皇子は皇太子となった。また、都を飛鳥から難波長柄豊碇に遷し、はじめて大化という年号を制定するなど、人心を一新させ、新政権をスタートさせた。

翌、大化二年（六四六）には、改新政治の基本方針である改新の詔四か条が發布された。詔は（一）皇室や豪族の私地、私民を廃して公地公民とする。（二）地方行政組織や交通制度を整備する。（三）戸籍、計帳、班田収授の法を定める。（四）旧来の賦役をやめて租、調などの統一的税制を実施するというものであった。

改新の詔は、大宝令による修飾など、後代に改変のあったことが指摘されているが、大筋として新政権の基本姿勢は容認できよう。改新政治は、その後天智朝の近江令、おみりよう天武朝の飛鳥浄御原令、文武朝の大宝律令へと受け継がれ、律令制確立の中で中央集権国家体制が結実していった。

律令という統一的成文法による統治は、中国の唐制をわが国に援用したもので、律は刑法で、基本的に唐律と大きな変化はない。一方、令は国情に合わせて唐令とは異った点も指摘され、例えば、神祇官じんぎかんの設置などは当然ながら日本独自のものである。なお、文武天皇の大宝元年（七〇二）に制定された大宝律令は現存しないが、その後に制定され

た養老律令（七一八年）と内容的に大差ないことが判明しており、現存する養老律令の文面から大宝律令の規定を推定することができる。

第二節 律令体制下の武蔵国

武蔵国と国府 律令制では中央組織として神祇官と太政官がおかれ、そのもとに中務省^{なかつかさしょう}以下の八省が実務を担当していた。地方組織は全国を畿内と七道に分け、約六〇の国に区分された。そして、国の下には郡が、

また、郡はいくつかの里によって構成され、国・郡・里制が採られていた。福生市を含む現在の東京都および埼玉県、それに神奈川県の一部は武蔵国に属し、奈良時代の宝亀二年（七三二）に東海道に転属されるまでは東山道に所属していた。

武蔵国の成立については定かでないが、大化の改新直後と推定される。資料として最初に見られるのは『日本書紀』天武天皇一三年（六八四）の条に、百済からの帰化人二三人を武蔵国に安置したという記録である。

各国には中央から国司が派遣され、それぞれ行政を担当する仕組みになっていた。国司は守・介・掾・目の四等官で構成され、『延喜式』で大国とされた武蔵国には、守・介・大掾・少掾・大目・少目の六人がいた。そのほかに書記官である史生^{しじょう}なども加わり、さらに実務、雑役担当者を含めると、国司の下で働く役人は数百人に達したと思われる。こうした役人たちが政務をおこなう施設や地区は国衙^{こくが}と呼ばれ、その中心が国府である。

武蔵国の国府は現在の府中市におかれていたが、正確な位置については諸説があった。しかし、近年府中市内での

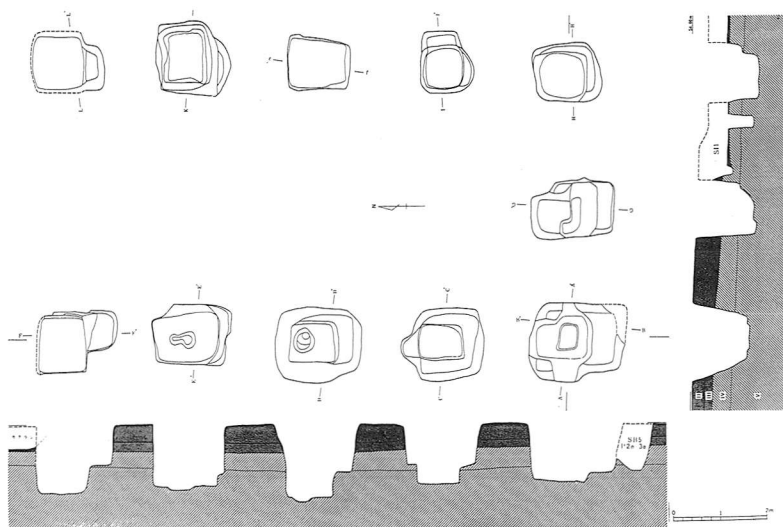


図 I-76 大國魂神社参集殿付近の掘立柱建物跡（報告書より）

考古学的調査の進展にともない、大國魂神社周辺から官衙的色彩の強い大形の掘立柱建物跡が発見されたことにより、国庁として有力視されるに至った。国司の任務は、国内の役人を統括して政務を遂行するとともに、国内を巡行して監察結果を中央政府に報告するなど、多岐にわたった。

多磨郡と有 『和名抄』によると武蔵国は二一郡を有し、

銘紡錘車 陸奥の三五郡につぐ大國であった。即ち、

久良・都筑・多磨・橘樹・荏原・豊島・足立・新座・入間・高麗・比企・横見・埼玉・大里・男衾・幡羅・榛沢・那珂・児玉・加美・秩父である。このうち福生市を含む多摩地域は多磨郡に属していた。

ところで郡は大化改新から大宝律令までの間評と呼ばれ、一時期評里制であった。有名な那須国造碑には、那須国造の章提が持統天皇三年（六九）に評督に任ぜられたことが記されている。評の設置は、大和政権に親縁な地から実施されたといわれ、「安閑紀」にみられる四屯倉の地とされる南武蔵も当然含まれたであろう。武蔵国内の評について

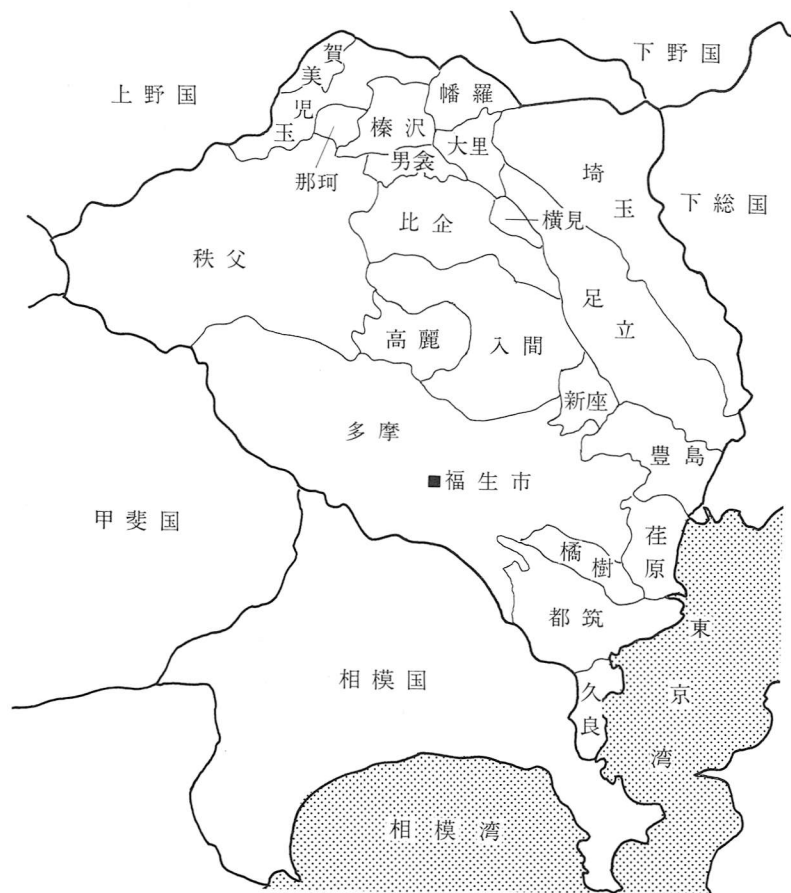


図 I-77 武蔵国の諸郡

は、藤原宮跡出土の墨書瓦に「□玉評 大里評」と書かれたものがあり、前者は埼玉評（埼玉県行田市付近）、後者は大里評（埼玉県熊谷市付近）と解される。また、飛鳥京跡出土の木簡に、半欠品ながら「横見評」と読めるものがあり、藤原京造営以前の早い段階で評が設置されていたことが知られる。

さて、多磨郡がいつの時点で建郡されていたかは詳らかでない。文献上の初見は従来、平安初期（弘仁年間）に僧景戒の著した仏教

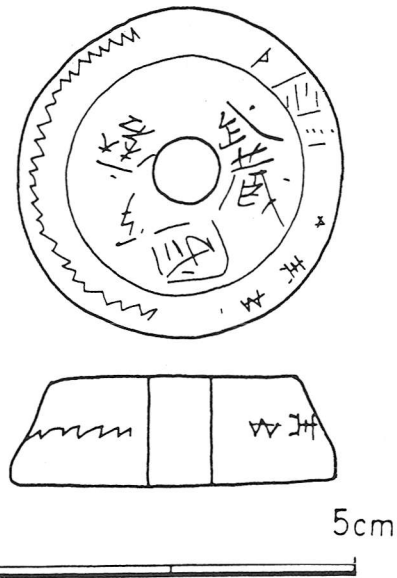


図 I-78 有銘紡錘車
国立市仮屋上遺跡出土

説話集『大日本靈異記』中の記述とされていた。ところが昭和五九年、国立市仮屋上遺跡第四次調査で、奈良時代の竪穴住居址内から「武蔵国多磨」と刻字された紡錘車が出土し、多磨郡の存在を確実に裏付けた。もっとも、武蔵国分寺出土の文字瓦には「多」「玉」などと記されたものがあり、これも多磨郡を示すものと受け止められているが、国郡を明瞭に記述したものとしては最古に属する。

ところで、「多磨」は現在では一般的に「多摩」と表記されるが、『万葉集』では「多麻河泊」、『大日本靈異記』では「多磨」、「延喜式」では「多磨」、「多麻」の併用であるが、『和名抄』では「多磨」を正字として「多婆」と訓じている。紡錘車に刻まれた「多磨」は、すでに奈良時代にこの表記が一般化していたことを推測させ、その意味でも貴重である。紡錘車とは糸に撚りをつける道具であり、石製、土製、鉄製のものなどがある。最近、武蔵国内では有銘紡錘車の出土例が増加している。例えば、埼玉県本庄市南大通り遺跡からは「武蔵国児玉郡草田郷戸主大田部身万呂」と記されたものがあり、住所・氏名が記されるのを特徴とする。有銘紡錘車は、恐らく調布などの貢納品生産と関係するものと思われるが、その意義は今後追及されるべき課題である。

郡を統治するのは郡司である。国司が中央から派遣されたのに対し、郡司は地方の有力者から任命された。郡司も

大領・少領・主政・主帳の四等官で構成され、員数は郡の等級によって異った。多磨郡は中郡（八～一郷）に属するので、各一名計四名であった。郡司は郡の政務を掌るとともに、徴税などの直接的在地支配に当った。

郡の役所が郡衙であるが、これまでのところ多磨郡衙がどこにおかれていたかは不明である。もっとも、武蔵国内の郡衙は、横浜市緑区荏田の長者原遺跡が都筑郡衙と想定され、掘立柱建物跡が多数発見されているほか、北区御殿前遺跡が豊島郡衙と推定され、桁行一〇メートル以上におよぶ掘立柱建物址多数や回廊などが発見されている。さらに平成三年の調査で、埼玉県大里郡岡部町の中宿遺跡で榛沢郡衙の正倉跡と推定される遺構が発見されるなど、次第に解明されつつある。郡衙遺構は全国で三〇数例ほど知られているが、国庁に類似し、正殿に前庭を付して權威を示した構造のものが多く、郡司以下多数の役人が勤務していた。

多磨郡の十郷と福生市周辺

郡はいくつかの里の集合によって構成される。郡はその管轄する里の数によって等級が定められていた。即ち、里数一六～二〇が大郡、二一～一五が上郡、八～一が中郡、四～七が下郡、二～三が小郡とされた。里は最末端の行政組織で、改新の詔に「凡五十戸為里」とあるように、大化の改新後、逐次全国的に編成されたと考えられる。里は霊亀元年（七五）の式により、里を郷と改称するとともに、郷の下級組織として里をおく郷里制に改編された。ところが、郷里制は約二五年後の天平一一年（七三）～一二二年、下部組織の里が廃止されたことにより、国・郡・郷の行政組織となった。

『和名抄』によれば、多磨郡には一〇郷があげられている。即ち、小川・川口・小楊・小野・新田・小嶋・海田・石津・狛江・勢多である。各郷の所在については、現存する地名などから想定して多磨郡内に比定地を求めている。小川郷は秋川市小川付近、川口郷は八王子市川口周辺、小野郷は小野神社のある多摩市一の宮と府中市住吉町周辺の

いずれかに比定されている。ところで、福生市周辺が何郷に所属していたかは明らかでない。ただ、多磨郡の郷名が多摩川の上流域から下流域に向かって記述されているとすれば、小楊郷が問題となろう。『新編武蔵風土記稿』では小楊郷を国立市青柳に比定しており、多摩川左岸の昭島市から国立周辺の村落がこれに相当することも考えられる。福生市域には奈良・平安期の土器片が散在する地点はあるが、集落遺跡は発見されていない。しかし、集落があったとすれば小楊郷はもっとも関連深い郷ではなかろうか。

戸籍と集落

戸籍の作成は改新の詔にもみえるが、班田制施行の基礎的資料として重要な意味を有する。全国的規定された造籍は、天智天皇の庚午年籍（六七〇年）で、六年一造籍制は飛鳥浄御原令によってはじめて

規定されたとされている。戸籍は通常三部作成され、一部を各国に留め置き、二部を中央政府に差し出すことになっていた。奈良東大寺の正倉院には、そうした戸籍の一部が残されているが、ここでは養老五年（七二二）に作成された、下総国葛飾郡大島郷の戸籍から、当時のムラの様子を探してみたい。

大島郷は現在の東京都葛飾区に相当し、養老五年は地方行政区画が国郡郷里制をとっていた時代である。大島郷には甲和里・仲村里・島俣里の三里がおかれていた。各里の郷戸数は甲和里一七戸（戸口総数四四四）、仲村里一六戸（戸口総数四四四）、戸口総数三六七）、島俣里一七戸（戸口総数四二二）、戸口総数三七〇）で、三里の郷戸数は五〇戸で令制の規定に一致し、総人口は一一九一人である。郷戸とは家長を中心とした大家族集団で、ときに非血縁者も含むもので、この中に戸戸と呼ばれる小単位の家族が二〜三戸含まれている。したがって、大島郷は一戸戸の人数は二〜一八人で平均九・一人、一郷戸は四〜四二人で平均二三・八人である。

ところで大島郷の三里については、従来、地名から類推して甲和里が江戸川区小岩地区、仲村里は葛飾区新宿や水

元小合付近に、島俣里は葛飾区柴又付近に比定されていた。しかし、近年の発掘調査や遺跡分布の状況から、甲和里はより南の境川流域から海岸線にかけての地域に、島俣里は従来どおり柴又・檜高地に、仲村里は両者の中間に位置する可能性が指摘され、里名の仲村もそれに由来するとする考えもある。こうした考古学的知見は、今後古代村落解明に有力な手掛りを与えよう。

最近、多摩地域でも奈良・平安期の集落発掘が進んでいる。当時一般民衆の住居は堅穴であり、中には二、三人住むのがやっとと思われるような小堅穴もあり、平均して五、六人が住める程度である。こうした堅穴が二、三軒集まって房戸を形成し、これらが何群か集まって郷戸を形成したのではなからうか。発掘された住居址をより詳細に分析することによって、村の実態により迫ることができよう。

農民の負担と木簡 律令制の根幹をなす班田收授法は、六年ごとに作成される戸籍をもとに、六歳以上の男女に口分田^{くぶんでん}を与える制度である。口分田班給は農民の最低生活を保障するとともに、租税の確保を目的とする。

口分田は男子に二段（約二・四ヘクタール）、女子にその三分ノ二、賤民には良民の三分ノ一が与えられた。口分田の班給は六年に一度であるが、戸籍作成、土地の調査結果を基に実施されるため、実際に班給を受けるのは一〇歳と一五歳前後と考えられる。口分田に課せられる税は租と呼ばれ、収穫の三パーセント程度で比較的軽かった。租は各国の正倉^{もみ}に収納され、諸国の財源に充てられた。

調は二一〜六〇歳の成年男子（正丁）が絹、綿^{あじぎぬ}、布などの織物や土地の産物を納入するもので、布なら二丈六尺と定められていた。また老丁（六一〜六五歳）は正丁の二分ノ一、少丁（一七〜二〇歳）は正丁の四分ノ一を納めた。正倉院には武蔵国から進貢された調布があり「武蔵国男衾郡鴛倉^{かりくら}郷笠原里飛鳥部虫麻呂調布一端 天平六年十一月」

と墨書され、七三四年に飛鳥部虫麻呂という人物が調布一段を納付したことがわかる。『万葉集』にも多摩川で布を晒す情景を詠んだものがあり、遺跡から出土する紡錘車などからも機織が盛んであったことがわかる。

庸は正丁が年に一〇日上京して労役にしたがう代りに、布二丈六尺を納めるもので、正倉院には武蔵国から貢納されたものが三例現存している。内二例は横見郡からのもので、もう一例は橘樹郡からのものである。後者は天平勝宝八年十一月、武蔵国橘樹郡橘樹郷の刑部直国当が調庸布老端を貢納したことが布に墨書されている。

調庸布の貢納に關してもう一つ興味深い資料が『類聚三代格』に記されている。それは承和八年（八四一）五月七日の太政官符で、武蔵国男衾郡榎津郷の外従八位上壬生吉志福正が、継成（一九歳）、真成（一三歳）の二人の息子の生涯の調庸を全納することを願ひ出て許されたという記録である。親心とはいえ、一生の税金を前納しようという父親の財力には恐れ入るが、後に触れるように、彼は承和二年落雷で焼失した武蔵国分寺七重塔を再建した男衾郡の大領（郡司）である。



図 I-79 木簡 二条大路溝出土『長屋王邸と木簡』より

調庸のほか、天皇の食膳に供する^{にえ}贅と呼ばれる特産物の貢進制度があり、平城宮跡出土の木簡（木札に墨書された文書）には、秩父郡から^し鼓（みそ）一斗、男衾郡余戸里から同じく鼓一斗、同郡川面郷から鼓一斗と鮒背割（背開きの鮒）が納められていたことがわかる。これらの木簡には、いずれも天平一七、八年の記年がみられる。また、最近、平城宮の南から発見

された長屋王邸の木簡の中にも、靈龜三年（七三七）一〇月、武蔵国からの菱の実一斗五升が、また北側の二条大路大溝から天平七年（七三五）十一月、武蔵国足立郡から蓮の実一斗五升が貢進されたことを示す木簡が発見された。

ところで、調・庸や贄などは郡で一括荷造りされ、農民の手で都まで運ばれた。武蔵国から荷物を担いで奈良の都まで運ばれた。武蔵国から奈良の都までは片道一か月程度は要したろう。その上、この間の食料は自弁であったから負担は想像を超えたものであった。ほかに、正丁には年間六〇日を限度として国司に労働力を徴発される雑徭などもあった。

兵役の義務と 防人の悲劇

律令の軍団規定では、正丁三、四人に一人の割で兵役が課され、各国に軍団が構成された。諸国軍団は軍団長の下に統率され、国司をとおして兵部省の管轄下におかれ、徴発された兵士は武器・食料を持って軍団におもむき訓練を受けた。また、これに対し、遠い都の警備にあたる衛士や、九州に遣（つか）わされる防人（さきもり）があった。衛士は一年、防人は三年任期で、任地に到着した日から起算されるという厳しいものであった。また、東北地方に蝦夷（えみい）対策として設けられた城柵に、守備兵としておもむくこともあった。

中でも防人は兵士とその家族を苦しめた。その様子は『万葉集』巻二〇の東歌（あずまた）や物語などによって偲（しの）ぶことができる。防人に指名された者は武蔵国衙に集まり、一団となって都に上り、兵部少輔の閲兵を受けた後、難波の港から筑紫の太宰府に向い、九州の防備に就いた。

『大日本靈異記』には、防人をめぐる悲話が伝えられている。内容を要約すると、武蔵国多磨郡鴨の里に住む吉志火磨呂（きまろ）が、聖武天皇の頃、防人に任ぜられ、母をともなって筑紫にいった。しかし、火磨呂は国に残した妻が恋しく、悪計（くわく）を企て、同行した母を殺し、その喪に服する名目で妻の許に帰ろうと考えた。ところが、母を殺そうとしたとき、

大地が裂けて転落死してしまう。それでも慈愛に満ちた母は、不孝な息子の遺髪を持ち帰って、丁重に供養したという物語である。『大日本靈異記』は仏教説話集であり、この物語も悪逆の報いは、てき面にあらわれるとする教訓である。この物語を単なる説話と片付けるのは簡単であるが、武蔵の古代史を考える上で若干の問題を含んでいる。

鴨の里はいずこ 鴨の里の所在地については、武蔵国多磨郡とだけみえているが、聖武天皇の時代は郷里制の時代であり、ここでは郷は省略されている。また、吉志火磨呂は大麻呂と記されたものもあるが、渡来系氏族

の「吉志」氏の系譜に属するであろう。吉志氏は大阪の難波を根拠地とする難波吉志のほか、飛鳥部吉志、壬生吉志など各氏族がある。吉志氏は朝鮮半島での先進技術をもって屯倉^{みやけ}の管理などに活躍し、勢力を拡大したことが指摘されている。火麻呂もそうした渡来集団の末裔であろう。

鴨の里については、これまで文献や伝承、現存の地名、人名などから諸説が挙げられている。古くは、吉田東伍の『大日本地名辞書』で、太古、カモとカミは同義で、カモがカミに転訛し、カミの里が昭島市の大神や中神になったとし、大神説を展開した。しかし、最近、五日市町乙津字加茂など五日市付近とする意見もあり、五日市町網代の貴志島神社の存在や「木住野」を名のる者の存在を傍証としてあげている。しかし、こうした従来の見解は考古学的証拠に乏しく、発掘調査の進んだ今日ではそうした知見を加えて検討する必要がある。

その意味で、かつて吉田東伍が主張した大神説は、近年考古学的観点から可能性を高くしたといえる。大神地域は秋川市瀬戸岡古墳群と並ぶ七世紀後半から末にかけての群集墳、浄土古墳群の所在地である。浄土古墳群は発掘されたものは五基であるが、付近に直刀を出土した所があり、また一キロメートル東には経塚下古墳もある。これらの古墳が半島からの影響が色濃いとされる胴張りアーチ形の構造をもつことなども見逃せない。また、大神町と中神町の

中間に位置する経塚下遺跡からは平安時代の集落跡が検出され、この地が七〜一〇世紀にかけて集落や墓域として利用されていたことを知るのである。ただ、聖武天皇の時代、奈良時代前半の集落は未発見で、今直接これを結びつけるわけにはいかないが、有力な候補地である。七世紀末の古墳群と八世紀前半の里では比較対照に無理があるが、七世紀末に群集墳を創出せしめた氏族の子孫が、八世紀前半の吉志火麻呂とするならば、この地はきわめて有力となるう。

第三節 武蔵国分寺の建立と仏教文化

鎮護国家の

仏教

『続日本紀』には、天平一三年聖武天皇の発した、国分二寺建立の詔が記されている。二寺の正式名は護国の經典といわれる「金光明最勝王經」や「法華經」を書写し、読誦することによって、国家の安寧を願う目的が込められていた。

当時の社会は、天平七年（七三五）から凶作や疫病に見舞われ、天平九年には政權の中樞を担った藤原不比等の四人の子（武智麻呂、房前、宇合、麻呂）が相ついで病死し、実権が皇族勢力の橘諸兄や僧玄昉に移ったのに対し、宇合の子藤原広嗣が天平一二年に太宰府で反乱をおこすなど、不穏な情勢にあった。加えて、外交面でも新羅との関係が悪化するなど、聖武天皇は事態の推移を憂慮し、仏教の力によって国家の無事を祈ったことによるものである。もっとも、こうした考えは天武天皇の時代にさかのぼるといわれ、『日本書紀』によれば、天武天皇一四年（六八五）に諸国、家ごとに仏舎をつくり、仏像、經典を置いて礼拝、供養せよという記述がみられる。

聖武天皇は、その後天平一五年（七四三）、近江の紫香樂宮^{しがらき}で大仏造立の詔を発し、諸国国分寺の総本山として奈良東大寺の大仏が造立された。大仏造立は国家的大事業であり、財政負担も大きく、約一〇年の歳月を費してようやく天平勝宝四年（七五二）、開眼供養が盛大に催された。この大仏こそ鎮護国家の象徴であった。

武蔵国分寺の造 堂と漆紙文書

国分寺建立の詔には「其造塔之寺、兼为国華。必択好處、実可長久」とし、寺が国の華となつてほしい。そのためにはかならず良い場所を選びなさいといっている。中央線国分寺駅の南西約一・五キロメートルにある武蔵国分寺は、四囲の環境がそれに相応しく、武蔵国府にも近いという恵まれた環境条件を備えていた。

ところで、武蔵国分寺の竣工年代については、従来、天平宝字二年（七五〇）説が定説化している。その論拠は、武蔵国分寺跡から出土する郡名瓦（各郡が寄進した瓦）に、武蔵国二一郡中最後に設置された新羅郡（『和名抄』にいう新座郡）の瓦だけが出土しないで、新羅郡の設置が天平宝字二年であることから、この時点で竣工していたものとするものである。しかし、これは新羅郡の建郡が、朝鮮半島情勢を反映した政治的な特殊事情により、僧三二人、尼二人、男一人、女二一人のわずか七四人で、しかも僧尼が半数を占めるというもので、ほかの二〇郡と同一視できない問題点がある。新羅郡は国分寺造営についても負担免除の措置がとられたことも考えられる。

昭和六一年、国分寺西側の台地上にある武蔵台遺跡の堅穴住居貯蔵穴内から出土した漆紙文書は竣工年代に示唆的である。漆紙文書は漆関係容器の蓋などに用いられたものが多く、文字の書かれた紙に漆が浸み込んで、腐蝕せずに残ったもので、多賀城跡（宮城県）や鹿の子遺跡（茨城県）などから出土して話題となった。

武蔵台遺跡の漆紙文書は四ツ折りされたもので、広げると最大幅二一センチメートルあり、一三行の墨書きの文字

第3節 武蔵国分寺の建立と仏教文化

元年に改元されているので、この暦が不要となったのは翌天平宝字二年である。武蔵国分寺はこの頃造営の最終段階に入っており、堂塔の荘厳に漆職人らが精を出していたものと推測される。

以上の点から「武蔵国分寺の竣工は、天平宝字二年（七五）以降のきわめて近い年代に求められる」とする坂詰秀一の考え方は説得力がある。それは聖武天皇の国分寺建立の詔より約二〇年の歳月を要した大事業であった。

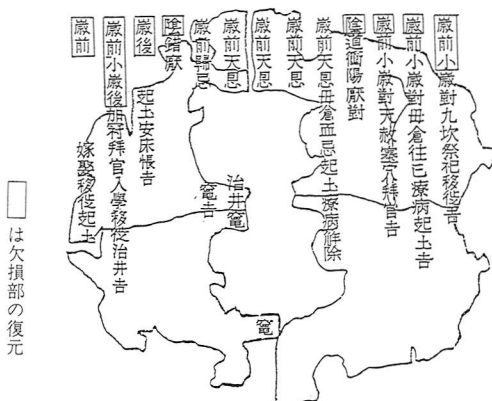
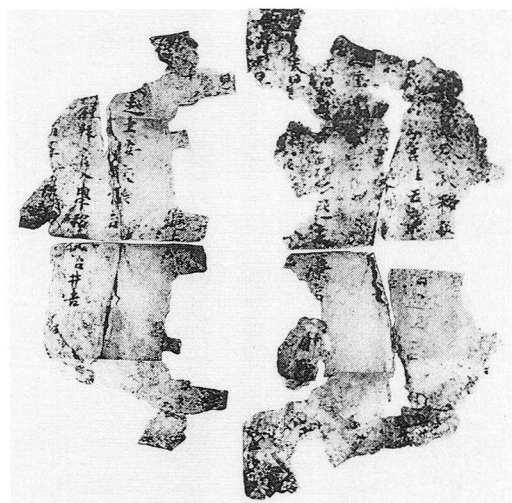


図 I-80 武蔵台遺跡出土の漆紙文書
『武蔵国分寺跡出土の漆紙文書』より

が解明された。文書の内容は「具注暦^{ぐちゆれき}」と呼ばれる暦の断簡で、検討の結果、天平宝九年八月一、一三日のものの一部分であることが判明した。古い暦は反故^{はご}にされ、漆職人の容器の蓋に利用されていたとみられる。ところで、天平勝宝九年は八月に天平宝字

国分寺の規模と変遷

武蔵国分寺は、昭和四九年以降の武蔵国分寺遺跡調査会の継続調査で、規模や変遷がかなり明らかになってきた。『国分寺市史』などによる概要は次のとおりである。

寺域は僧寺が三町半（南辺で約三五メートル）と四町（東辺で約四二八メートル）で、周囲は幅二、三メートル、深さ一・五メートルの境界溝で仕切られている。これは諸国の国分寺が二町四方と考えられることから、約三倍強の規模をほこり最大である。尼寺は僧寺の南西に位置し、北・西辺が不明であるが、検出された南・東辺の境界溝から一町半（約一六〇メートル）四方と推定され、諸国の尼寺とほぼ等しい規模であったと考えられる。

次に、発掘調査の結果から、寺地（寺域の外周で、西を道路、他の三方を溝で区画された範囲）・寺域がどのように変遷したかをみると、創建時から一世紀に衰退するまでの約四〇〇年間に、大きく三期の変遷がたどれる。

I期は創建期を中心に、八〜九世紀前半代に相当し、さらに三期に小区分される。もっとも古い段階は草創期ともいえる時代で、塔周辺を中枢部として伽藍が計画された時期である。しかし、この時期にともなう明確な遺構はない。ついで、前段階の塔中心の造営計画が変更され、僧寺・尼寺の創建期である。年代的には天平一三年（七四一）と聖武太上天皇一周忌齋会が催された天平宝字元年の間頃。ついで、八世紀末までの期間がI期の最終期と考えられる。I期の堅穴住居址などは国分寺崖線下に偏在するが、発見例は今のところ多くはない。

土器は須恵器では蓋・坏・埴などが主体で、坏は底径が大きく、底部は糸切り後、全面ないしは外周のみヘラケズリをほどこしている。

II期は承和二年（八三三）に神火（落雷）で消失した塔が再建（上限八四五年）された九世紀代で、塔再建とともに僧寺・尼寺の整備・拡張期である。寺地内には多数の堅穴住居と掘立柱建物が出現する。須恵器の坏は全体に小ぶり

となり、底部は回転糸切りのままで無調整、口径対底径の比が二対一前後を示す。

Ⅲ期は一〇世紀中頃から一一世紀にかけてで、寺地・寺域内に多くの堅穴住居が築かれ、寺としての存在意義が失われた衰退期としてとらえられる。須恵器は赤褐色を呈する酸化焰焼成のものを含み、坏は底径が口径の三分ノ一ぐらいまで縮小する。

国分寺の伽藍 武蔵国分寺の伽藍配置は、南大門・中門・金堂・講堂が一直線に配され、廻廊の外に塔が置かれる、

藍 いわゆる東大寺式伽藍配置である。本尊仏を安置する金堂は、間口七間（三六・一メートル）、奥行五間（一六・六メートル）で、諸国国分寺中でも最大規模を有する。基壇は乱石積みで高さ一・二メートルあり、礎石下二・六メートルまではロームと黒土を交互に突き固めた版築法が用いられている。金堂の北に位置する講堂は、經典の講義などのおこなわれるところであるが、礎石の大部分が失われていた。しかし、基壇より推定される規模は東西五間（二八・一メートル）、南北四間（一六・三メートル）である。

塔は国分寺の象徴的存在であるが、武蔵国分寺の塔は『続日本紀』から七重塔であることや、承和二年（八三）に焼失し、承和十二年（八五）に男衾郡前大領壬生吉志福正によって再建の願い出があり、許可されていることなどの記録がみえる。発掘調査の結果でも、こうした事実が確認されている。現在、塔址には心柱を受ける柄穴（はなな）のあいた心礎をはじめ、数個の礎石がみられるが、再建塔は三間（一〇メートル）四方で、高さ六〇メートルもあったろうと推定されている。

ほかに僧坊や鐘楼かと思われるもののほか、金堂・講堂の中軸線を延長した北端の段丘斜面に、間口五間（二八・五メートル）、奥行四間（一八・四メートル）の礎石建物跡があり、名称や性格不明ながら寺の重要施設と考えられる。

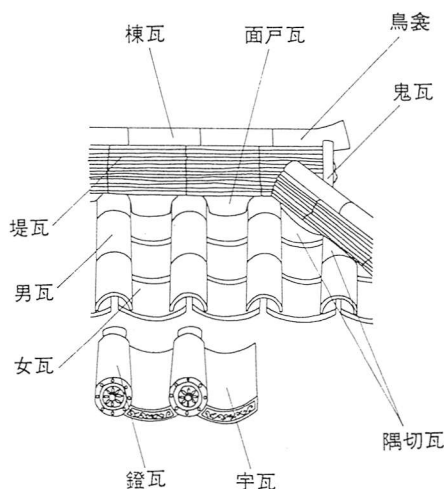


図 I-82 瓦の葺き方『国分寺市史』より

尼寺については宅地化が進み、十分な調査はおこなわれていないが、金堂は間口五間（一八メートル）、奥行四間（一二メートル）の東西棟建物で、基壇は地表下一・五メートルまで版築法で築かれている。そのほか、尼坊と推定される間口一五間（四四・五メートル）、奥行四間（九メートル）の建物址が検出されている。

武蔵国分寺

国分寺の堂塔は本瓦葺という重厚な屋根をもっていた。特に軒先を飾った鍔瓦や宇瓦には、蓮華文や唐草文の見事な装飾が施されている。また、これらの瓦には時代や地域の特徴が反映され、建物の年代を知る上からも貴重である。一般に古代の瓦は布目瓦と総称されるが、これは粘土を型からはずしやすくするため、麻布を用いた跡が瓦に残されたもので、武蔵国分寺の瓦もこうした特徴をもっている。

武蔵国分寺の造営に使用された量は、大川清の推定によると約五〇万枚、破損分を見込んで六〇〜七〇万枚と試算されており、莫大な量であったことがわかる。大まかにみて、武蔵国分寺の瓦は、創建期のものと塔再建期のものに大別できるが、近年の瓦研究の進展により識別が可能となった。創建期の鍔瓦には素弁八葉蓮華文が、塔再建期のものには素弁六葉蓮華文が多い。宇瓦では重弧文を中心とする創建期に対し、塔再建期には均正唐草文、偏行唐草文が中心をなしている。時期差は男瓦、女瓦の製作にも認められ、創建期の瓦が全体として軟質であるのに対し、塔再建期のものは硬質のものが多く。

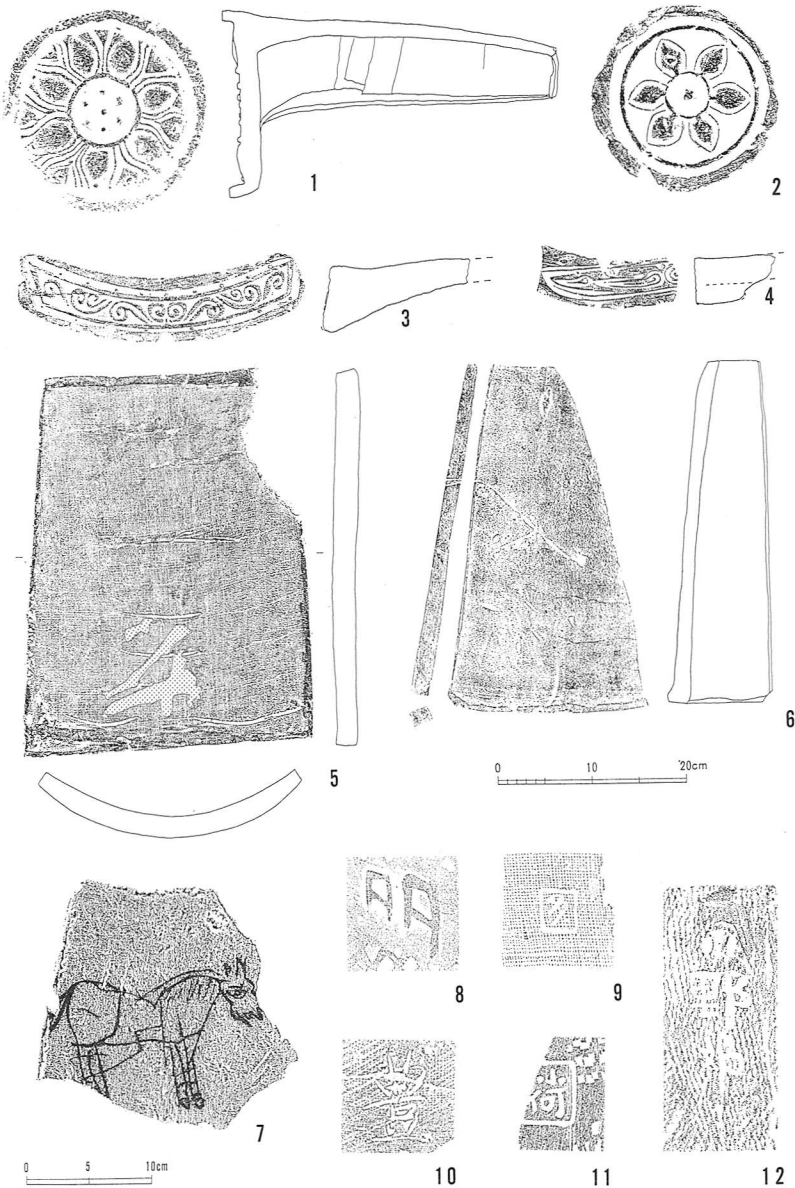


図 I-83 武蔵国分寺の瓦各種『国分寺市史』より集成
1.2 鍮瓦 3.4 宇瓦 5 女瓦 6 男瓦 7 戲画瓦 8~12 郡郷名文字瓦

武蔵国分寺跡からは多くの文字瓦が発見されている。文字瓦は大別して、国名、郡名、郷名、人名を記したものが主体であるが、中には人の顔や馬の絵を描いた戯画瓦もある。瓦に記された文字は、瓦を寄進した地域や人を示しており、武蔵国分寺の造営体制を知る手がかりともなる。郡名瓦は武蔵国二一郡中新羅郡をのぞく二〇郡のものがある。新羅郡は特殊事情をかかえて建郡された小郡であることは先に述べた。したがって、国分寺の創建には武蔵国全部がこぞって参加、協力したことを読み取ることができる。

福生市域を含む多磨郡の瓦も多数あり、「多」「玉」「玉瓦」などの文字瓦がある。郡の下部機構である郷名瓦も多く、現在、武蔵国一・二〇郷中三三郷の郷名瓦が確認されている。多磨郡では「小何」「川口」「海田」「石津瓦印」「小野郷」「粕江」などの押印、へら書きによる郷名瓦が発見されている。人名瓦は約二〇〇点が知られている。こうした、郡・郷・人名瓦の出土は、国分寺造営の負担が租税と同様の体系でおこなわれたことを示している。

瓦製造窯址とその分布

瓦生産のためには、原料となる粘土、燃料用の木材のほか、水の得やすい場所が条件となる。そのため窯は多く丘陵地に築かれるのを特色とする。窯は丘陵斜面にトンネルを掘って築かれた、地下式の登窯である。武蔵国内では埼玉県内と多摩丘陵の四地域に窯址群が発見されている。末野窯址群は埼玉県大里郡寄居町に所在し、約一〇〇基の窯址が発見されているが、その大半は須恵器窯で瓦窯はわずかである。南比企窯址群は埼玉県比企郡鳩山町にある二〇〇基を超える窯址群で、瓦窯も多く、武蔵国分寺の創建瓦を焼成した窯跡である。また、東金子窯址群は埼玉県入間市にあり、二〇基以上の窯址からなり、須恵器窯を主体に塔再建瓦を焼成したものである。それに対し、南多摩窯址群は八王子市南部の御殿山を中心に、東は稲城市あたりまでみられ、一〇〇基以上が存在する。稲城市大丸窯が創建瓦を焼成しているものの、御殿山地区の窯址は大半が須恵器窯である。

第四節 律令社会の変容と武蔵国

莊園の拡大 養老七年（七三三）の三世一身法、つづく天平一五年（七四三）の墾田永年私財法の施行は、律令体制の根と武蔵国 幹となる土地公有の原則を後退させ、中央の貴族・寺社による私有地拡大をもたらした。すなわち、

初期莊園の成立である。

武蔵国の莊園としては『西大寺資財流記帳』の宝龜一一年（七六〇）一二月二九日の項に見える入間郡榛原莊が、記録に残る最古のものである。つづいて、九世紀代のものとしては、貞觀九年（八六七）藤原良相が貞觀寺に寄進した武蔵国庄三処が「貞觀寺田地目錄」に見える。三莊園とは山本庄（高麗郡）、弓削庄（多摩郡）、広瀬庄（入間郡）であるが、弓削庄は八王子市由木、または青梅市柚木に比定する説がある。

また、時代はくだるが、平安時代末期から鎌倉時代にかけて、藤原摂関家の莊園である舟木田庄（八王子市）の存在が知られている。八王子市中山白山神社付近から、江戸時代に掘り出された経筒内の『觀普賢經』奥書に

大歲甲戌仁平四年九月

於武蔵国西郡

船木田御庄内長隆寺西谷書寫了

勸進僧弁智、結縁者僧忠尊

とあり、仁平四年（一二五四）には船木田庄が存在し、八王子市中山にあった長隆寺という寺が同庄内に含まれていた

ことが示されている。

蝦夷征討と 東国の疲弊

征討がある。

奈良時代末期、光仁天皇の時代には蝦夷の反乱が続発した。中でも宝亀十一年（七六〇）、伊治咎麻呂いじのあきまろの乱によって按察使ぜちし紀広純が殺され、多賀城が炎上したことは中央政府に衝撃を与えた。つづく桓武天皇は長岡京から平安京への遷都をおこなうとともに、蝦夷征討に積極的になり出した。坂上田村麻呂を征夷大將軍に任じ、北上川中流域まで平定して、鎮守府を多賀城（宮城県）から胆沢城いさむ（岩手県）に移した。しかし、こうした軍事行動を支えた背景には、東国諸国の兵員、物資の負担によるところが大きかった。この間の事情は文献資料にも散見されるが、最近発掘された多賀城や胆沢城の出土資料によっても裏付けられる。

胆沢城発見の漆紙文書には□野国（上または下）などとともに□（武）蔵国から一〇〇人の兵士が派遣されたことを示す文面が、また、多賀城出土の木簡には武蔵国幡羅郡から兵糧米が運ばれていたことを示す資料が出土している。こうした負担は当然多摩郡の住民にも課されたと思われる、東国を疲弊させる要因となったであろう。

桓武朝の蝦夷征討は一応の成果を収めた。帰順した蝦夷は「俘囚むすぢ」と呼ばれ、各地に強制移住させられたが、九世紀後半には俘囚の乱が頻発した。この頃、中央では藤原氏が台頭し、政争が相つぐ中で、皇族や貴族は山野を占有し、荘園の拡大をはかった。地方でも土豪と国司の対立、放火と思われる正倉の神火による焼失事件、盗賊の横行など、社会は大きく動揺していた。

『三代実録』の貞観三年（八六二）十一月十六日の条には

「十六日丙戌、武蔵国毎郡置検非違使一人、以凶猾成党群盜満山也」

（武蔵国の郡ごとに検非違使一人をおく、凶猾党をなし群盜山に満つるをもつてなり）

とある。ここにいう「群盜」とは単なる盜賊団とするよりは、私兵を擁する土豪勢力を含むものと考えられている。検非違使は本来都の治安を守るためにおかれた令外の官で、その後諸国に一人おかれたが、武蔵国では異例で郡ごとにおかれていたことが知られる。これは治安問題の深刻さと在地土豪勢力の強大さをうかがわせるものである。

武蔵国の勅旨牧 武蔵は平安期に貢馬の国としての役割をになった。令制では、兵部省の管轄下、諸国に官牧がおかれ、騎乗用の馬の生産がおこなわれていた。しかし、九世紀には官牧のほか、勅旨牧（御牧）と近都牧が

左右馬寮の管轄下であり、勅旨牧から御料馬の貢進が盛んにおこなわれるようになった。

勅旨牧は信濃・上野・甲斐・武蔵の四か国に三二牧があり、毎年、合計二四〇疋の貢馬がおこなわれていた。勅旨牧には牧監（武蔵国では別当）がおかれて経営責任を負った。毎年、若駒に焼印を押して台帳に登録し、四歳以上の良馬を選んで一年間調教後、翌年八月には牧監（別当）に率いられて朝廷に貢進された。

『延喜式』によると、武蔵国の勅旨牧は石川牧・小川牧・由比牧の三牧（貢上馬三〇疋、のちに六〇疋）であったが、延喜九年（九六九）には立野牧（貢上馬二〇疋）、承平元年（九三三）には小野牧（貢上馬四〇疋）、さらに承平三年（九三三）には秩父牧（貢上馬二〇疋）が勅旨牧に編入された。この結果、武蔵国からの毎年の貢上馬は合計一四〇疋となり、信濃国の八〇疋、上野国の五〇疋、甲斐国の五〇疋を凌いでもっとも多くの馬を貢進する重要な存在であった。

武蔵国の勅旨牧からの貢上日は、秩父牧が毎年八月一三日、小野牧が八月二〇日、石川・小川・由比・立野の各牧

が八月二五日と定められていたが、諸般の事情から遅延することも多かったようである。貢進された馬は、内裏紫宸殿に天皇臨席のもとで、盛大な駒牽こまひきの行事がおこなわれた。馬は紫宸殿前庭で天皇の上覧に供し、試乗後左右馬寮に選び取られて終了するが、華麗な儀式であった。

ところで、武蔵国の勅旨牧の所在地をめぐっては諸説あるが、小川牧は現秋川市小川、由比牧は八王子市四谷町から二分方町付近、小野牧は『和名抄』の小野郷（府中市説・多摩市説など）に比定するものが多い。いずれにしても、これら牧の存在、ならびに牧の管理・運営などに携っていた人たちは、武蔵武士団の形成に大きくかかわっていたことが考えられる。

第五節 遺跡に見る古代武蔵国

1 住居と集落

多摩川流域の集落遺跡 福生市域からは、奈良・平安時代の住居址や集落はまだ発見されていない。しかし、立川段丘上の福生市13号遺跡（福生市立第一中学校東段丘上）からは糸切り底の底部をもった須恵器や、土師器の小片も採集されており、平安期に属する遺物が散布する。また、拝島段丘上の福生市3号・6号・7号の各遺跡からも土師器の破片が採集され、今後、調査が進めば住居址などが発見される可能性がある。

多摩川流域では、国府のおかれた府中市は、現在の市街地全域に住居址が分布し、総数は万を超えると予測されて

いる。国分寺市域でも武蔵国分寺やその近辺には数多くの堅穴住居址が発見され、文字どおり武蔵国の核として発展していた様相を知ることができる。府中・国分寺に接する国立市では、仮屋上遺跡や南養寺遺跡に奈良・平安時代の集落が発見されている。また、対岸の日野市では日野台地上に神明上遺跡、台地下に神明上北遺跡、多摩川と浅川にはさまれた沖積地に南広間地遺跡、多摩川の沖積面に栄町遺跡や落川遺跡などがあり、特に落川遺跡は大量の施釉陶器や墨書土器、それに火熨斗のような特殊遺物の出土から、武蔵国の政治動向ときわめて密接にかかわった集落と考えられている。

さらに上流域では、立川市大和田遺跡や台の上遺跡で住居址が、また、本市に隣接する昭島市域では経塚下遺跡、西上遺跡、滝ノ上遺跡の集落が調査されているほか、市内十数か所に遺物散布地がみられ、平安時代に急速に開発が進行した様相を知ることができる。しかし、本市より上流域では、まだ大規模な集落は未発見であるが、青梅市域では稲荷山遺跡（永山グラウンド）をはじめ数多くの遺物散布地が認められる。また、上流域では奥多摩町氷川のとけっぱら遺跡から住居址一軒が発見されている。

堅穴住居と遺物 武蔵国における奈良・平安期の住居は堅穴住居が一般的で、ほかに掘立柱建物もみられる。平安時代貴族の邸宅であった寝殿造などと比べ、東国一般庶民の住居は、縄文時代以来の様式が継承されていることは意外と思われるかも知れない。ここでは、堅穴住居の具体例を、本市に隣接する昭島市経塚下遺跡の住居址で見てみよう。

経塚下遺跡はJ R青梅線昭島駅南約一・三キロメートル、昭島市宮沢町にあり、昭和五十一年（一九七六）奥多摩街道バイパス建設にともなって調査された。遺跡地は標高九五メートル、南側は比高差六、七メートルで多摩川の沖積面に



図 I-84 平安時代の竪穴住居址（昭島市経塚下遺跡）

のぞむ拝島段丘上に位置し、段丘崖には今も豊富な湧水がみられる。調査は幅三〇メートル、長さ二五〇メートルの範囲を対象におこなわれ、崖線近くに一〇軒の竪穴住居を発見した。

住居は一辺が五メートル前後の方形ないし長方形で、カマドをもち、柱穴は確認されなかった。この頃の小型竪穴には柱穴のないものがあり、竪穴外に柱を立てて屋根を葺く建てかたがあったかも知れない。長方形プランの竪穴は、切り妻造りの屋根をもったものと想定される。

図 I-84 は 1 号住居址である。大きさは五・二メートル×五・一メートルのほぼ方形プランで、壁の高さ三〇～四〇センチメートルを測る。住居址の東（図の上方）には粘土で築かれたカマドがある。住居址内には約八〇〇点の土器片があったが、カマドの右側からは、この竪穴の住人が使用していたと思われる須恵器の坏（小さな血形の土器）が残されていた。ほかにも須恵器の壺・甕・壺、土師器の坏や甕といった在地産の土器類に混って、

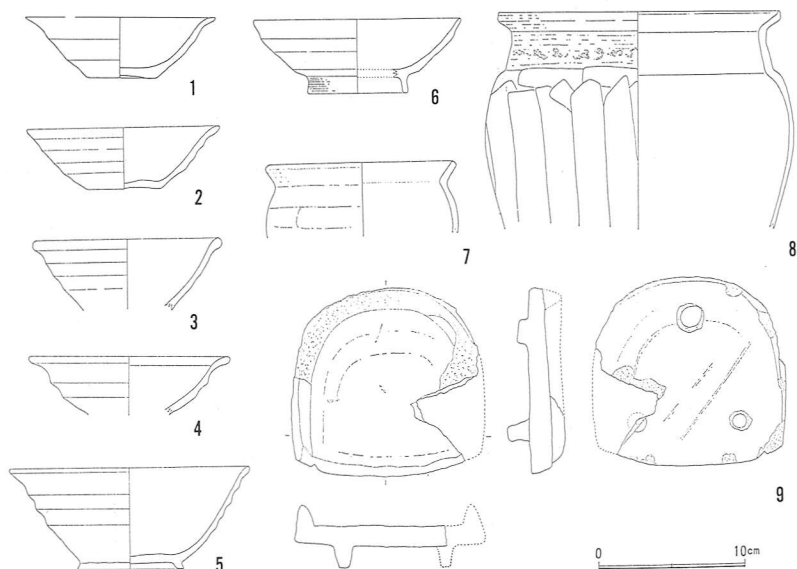


図 I-85 平安時代の什器、文具

1~4. 須恵器坏 5. 埴 6. 灰釉陶器 7~8. 土師器甕 9. 風字硯

美濃地方で生産されたと思われる灰釉陶器の破片も含まれていた。これらの各種土器類は日常什器として使われたものであるが、ほかにも木質の容器なども存在していたと思われるが残存し難いために失われたものと推察される。ほかに、鉄製のナイフ（刀子）や鍛冶仕事と関連する鉄滓やふいごの羽口なども発見され、当時、集落内で簡単な鍛冶仕事がおこなわれていたことを証明している。なお、特殊な遺物として、風字硯と呼ばれる硯が発見されたことである。この硯は陶硯で、長さ、幅とも一・五センチメートル前後、底面には三つの脚があり、前方の一つが低く、後方の二脚が高くなっている。硯の存在は文字を書くことのできる人物、識字層の存在を裏付けるものとして注目される。

経塚下遺跡の住居址はいずれも九、一〇世紀代のもので、1号址は一〇世紀のものである。多摩川中流域では、平安期に多摩川の沖積地上の微高地への集落進出がみられる。こうした場所は、近年まで洪水の被害を受けたよ

うなところでもあり、大規模な築堤技術がなかった古代には、居住空間になり得なかったという先入観があり、従来、等閑視されていたが、今後、沖積地からの遺跡発見の可能性は大きい。こうした遺跡の一つが昭島市東耕地遺跡である。この遺跡は多摩大橋北側の沖積低地にあり、一〇、一一世紀代のものである。この頃は中央政府の支配力が弱まり、地方での治安の乱れが激しくなる中で武士が発生し、武士団が形成されていく過程でもある。

2 生産と流通

農業生産と 律令体制下の古代における生産活動の基本は農業であった。近年、弥生時代や古墳時代に属する水田農具

址発見の報が増加しているが、本地域での明確な該期水田址は未発見である。しかし、古代の水田址としては、日野市南広間地遺跡で一枚の平均値が〇・七平方メートルという極小区画水田が検出され、植物珪酸体（プラント・オパール）の分析結果もイネの栽培を裏付ける結果が得られている。また、日野市落川遺跡からは、古代末期に属する畑跡と推定される遺構の発掘が報告されている。水田址などの調査は今後ますます調査例が増加するであろうが、水路、井堰、畦畔などの施設や構造、水田区画の大小、経営の問題など今後に残された課題が多い。

それに対し、遺物としての農具の発見例は多く報告されている。鉄製品ではU字型鍬先が落川遺跡から、鎌は国立市飯屋上遺跡をはじめ各遺跡から発見されている。木製農具では鋤が南広間地遺跡で、又鍬が落川遺跡から出土している。また、生産物としてのコメや雑穀類の検出も報告例がある。生産物は自家消費されとともに、貢租負担などにも充てられた。貢納品では武蔵国から納められた調庸布が正倉院に現存し、各遺跡から紡錘車が発見されることとあわせて、各集落内で織物が広くおこなわれていたことがわかる。

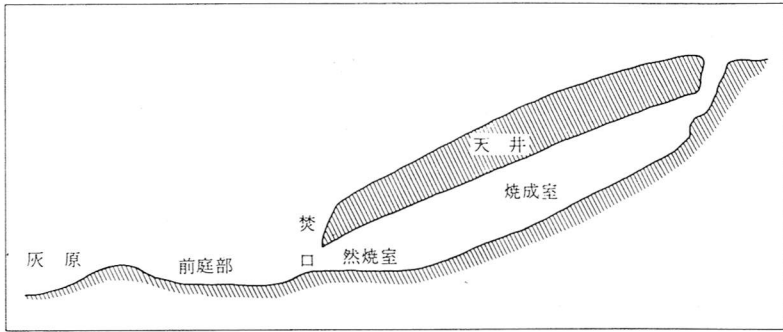


図 I-86 須恵器焼成窯の模式図『日本の美術』170 より

窯業の発展

窯業は豊富な遺物によって、その実態が明らかになっている。

須恵器は日常的什器として大量生産され、供給先である各遺跡からの主要な出土品となっている。武蔵国における古代の窯業は、埼玉県比企地方を中心とする北武蔵と東京都八王子市御殿山を中心とする南武蔵の窯址群に大別される。

北武蔵の窯址群は、寄居町周辺の末野窯址群、東松山市周辺の南比企窯址群、飯能市周辺の東金子窯址群が主要なものである。北武蔵での須恵器生産は古墳時代から始まるが、その規模は小さかった。この地域で窯業が本格化するのには八世紀中葉で、国分寺造営に関連する瓦窯が多く出現し、八世紀末以降は須恵器生産を中心に操業された。

一方、南武蔵の窯址群は旧南多摩地区に集中し、南多摩窯址群と総称され、大丸窯址群（稲城市）、百草・和田窯址群（多摩市）、御殿山窯址群（八王子市）などを中心とする。中でも御殿山窯址群からは六〇基を超える窯址が確認されていて、発掘調査による研究も進んでいる。

武蔵ではこれら窯址の調査・研究を通じて、奈良・平安時代の須恵器は、坯類を中心とした窯式編年が組み立てられている。すなわち、坯の口径と底径を基準とした法量変化を目安とし、時代とともに口径に対し底径が縮小すること

○世紀末に急激な須恵器生産の衰退が認められることは、古代社会から中世社会への変化の胎動の一つの現象ととらえることもできよう。

大量生産された各窯址群の製品は、各集落に供給・消費された。各窯址の製品の中には、独得の胎土（原料の粘土）によって、産地を特定できるものがある。胎土分析には胎土の成分を化学的に調べて生産地を推定する方法のほか、肉眼的観察によって生産地を判断できるものもある。例えば、北武蔵の南北企窯址群の製品には、長さ一ミリ前後の

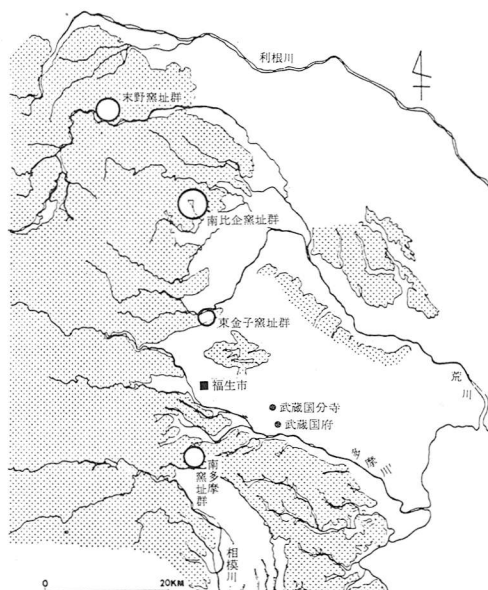


図 I-87 武蔵国内の窯址分布

が証明されている。また、底部の整形技法もヘラケズリから回転系切りのままのものへと変化したことが明らかにされている。こうした指標から、南北武蔵の窯式編年として組み立てられたものが図 I-89 である。したがって、現在ではこの基準を、各遺跡から出土する須恵器に適用することによって、遺跡の時期を知ることが可能となった。

須恵器の生産は、北武蔵では九世紀代を盛期とし一〇世紀以後衰退に向うが、南多摩窯址群の御殿山窯址群では一〇世紀代が盛期である。九、一〇世紀は律令社会が弛緩し、各地に大土地所有者や私営田領主層が出現、平将門の乱などもおこった時期である。この時期以降、一



図 I-88 御殿山 62 号窯址（八王子市）の窯体と灰原

年代	南	武蔵	北武蔵	備考
	窯式名	坯の変遷	窯址名	
800	M I 窯式			国分寺建立の詔発布 (741)
	+		前内出 2 号窯	平安京に遷都 (794)
	+		前内出 1 号窯	
	G 37 窯式			武蔵国分寺塔焼失 (835)
900	+		新久 A 1 号窯	壬部福正国分寺塔再建願出 (845)
	G 59 窯式			
	G 25 窯式 (古)		新久 D 1 号窯	
	G 5 窯式(中) (新)		新開 1 号窯	平将門の乱 (939)
1,000	G 14 窯式		栗谷ツ 1 号窯	藤原氏台頭し、摂関政治成立

図 I-89 須恵器の窯式編年（南北武蔵）

白色柱状物質（海綿骨針）が含まれ、識別が容易な製品もある。事実、こうした製品は、多摩川流域の昭島市経塚下遺跡や国立市仮屋上遺跡の出土品中にもかなり含まれていて、かの地の製品が搬入・消費されていたことを具体的に示している。

また、一〇、一二世紀代の集落からは、須恵器や土師質土器にまじって、灰釉陶器が豊富に出土するという特徴がある。灰釉陶器は灰を釉薬とした淡緑色の陶器で、尾張（愛知県）、美濃（岐阜県）方面の製品である。これらの製品は東山道ルートを通じて搬入されたものと思われ、広域的通商圏の存在を推察させる。

3 仏教と火葬墓

火葬のはじ 仏教の受容は葬制にも変化をもたらした。仏教的葬法である火葬は、『続日本紀』によれば、文武天

まりと伝播 皇四年（七〇〇）、薬師寺の僧道昭に始まるとされるが、実際にはそれ以前から帰化人などの間でおこな

われていたらしい。しかし、道昭の火葬以後、七〇二年には持統天皇が火葬に付されるなど、この葬法は貴族や官僚層に広く普及していった。

火化された遺骨は蔵骨器に収納され、ときに墓誌をともなって埋葬された。『古事記』の編纂者として知られる太

安万侶は、奈良市郊外に木炭で覆われて埋葬されたが、銀製の墓誌をともなっていたことによって、個人を特定できた。

多摩地域でも近年、奈良・平安時代の火葬墓発見例が増してきた。国分寺市域では、武蔵国分寺北側の台地上に数基の発見例があり、日野市神明上遺跡からは二基の火葬墓が並列して発見されている。これらは土師器や須恵器に火葬骨を納めたもので、奈良時代末期から平安時代にかけてのものである。

福生市の近辺では、対岸の秋川市瀬戸岡1号墳中に、須恵器の壺に火葬骨を収納したものがあり、八世紀代と考えられている。これは、古墳の石室を火葬骨埋納に再利用したものと思われ、古墳から火葬へという葬制の変化を具体的に示すものとして興味深い。

獸脚付骨壺の発見

多摩地域の火葬墓でもっとも注目されるのは、昭島市玉川町発見のものである。火葬墓は昭和五四年、青梅線東中神駅のすぐ南側から、下水道工事の際偶然発見された。墓はローム面を約二〇センチメートル掘り窪めた現地表下一・二メートルのところに、幅四二センチメートル、高さ三二センチメートルの八角形の石櫃（凝灰岩製の外容器）をおき、その中に火葬骨を入れた須恵器の獸脚付三足壺を収納し、同じく八角形の石蓋で覆っていた。そして、石櫃の周辺はさらに厚い木炭で囲まれていた。

藏骨器は在地の製品ではなく、美濃国の官窯である岐阜県美濃須衛古窯址群の製品で、八世紀中葉と推定される優品である。また、本火葬墓は武蔵国におけるもっとも古い段階のものと位置づけられよう。獸脚付骨壺の出土は全国でも数例にかぎられるが、面白いことに内三例は武蔵国内にあり、本地域の特徴的存在である。すなわち、一例は東村山市徳藏寺所蔵のもの、もう一つは川崎市有馬出土のものであるが、いずれも玉川町出土のものより新しい年代が与えられている。

次に、八角形の石櫃も重要な課題を蔵している。八角形で想起されるのは、終末期の天皇陵古墳である。舒明天皇陵、斉明天皇陵、天智天皇陵、天武・持統合葬陵などはいずれも八角形を呈する。また、先に触れたように、本地域では多摩市稻荷塚古墳が八角形墳として注目を集めた。もう一つ八角形と関連するものは、聖徳太子を祀ったとされる法隆寺夢殿や、藤原南家の奈良県五条市栄山寺の八角堂などがあり、故人の供養堂としての意義をもつとされている。

玉川町火葬墓の被葬者については、人骨からは性別や年齢を判定することはできなかった。しかし、この頃の墓誌をとまなう火葬墓の例などからすると、大部分は正三位・従七位下までの位階をもった律令官人か僧侶で占められている。このように、火葬を受容した人々の身分の高さから類推するならば、玉川町火葬墓の被葬者も、地方の有力官人か僧侶が有力視される。しかも、それは在地の人物ではなく、中央から派遣されたか、中央ときわめて密接な結び

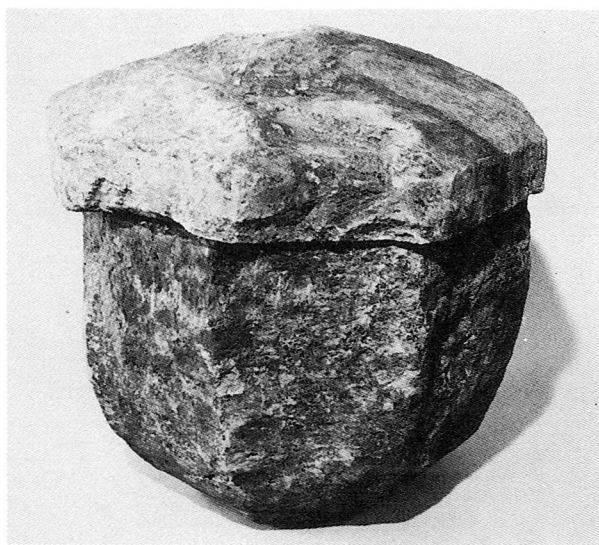


図 I-90 玉川町(昭島市)出土の獸脚付蔵骨器(上)と石櫃(下)

る。
右の諸要件を考慮するならば、玉川町の火葬墓も単なる墓として遺骸を処理する場所以上に、被葬者の供養という觀念をも加味した神聖な場所として意識されていたと思われる。それは、畿内の先進文化の形式的模倣ではなく、教理内容わきまを弁えた知識階層の存在を示唆するものである。

つきをもった人物と推察される。

以上のように、奈良・平安期には火葬が普及するが、それはかぎられた階層にとどまり、一般の人々は簡単な土壙墓に葬られた。